

## 住民登録の手続き

	転出の手続きに必要なもの	転入の手続きに必要なもの
転出入者	届出人の印鑑、転出先住所、転出先世帯主氏名、転出予定年月日	転出証明書 (前住所で発効されたもの)
国民健康保険者	国民健康保険者証	国民健康保険者証(一部転入で国保世帯へ入る場合)
国民年金加入者	特になし	国民年金手帳、年金加入状況連絡表
印鑑登録者	印鑑登録証	
老人医療受給者	老人医療受給者証	特になし
介護認定者	介護保険者証	受給資格証明書(前住所在地で受給されている方)

※手続きができる方は本人又は同一世帯員です。それ以外の方が手続きを行う場合は本人からの委任状と代理の方の印鑑が必要となります。

こんにちは



住民係です②

☎841211 内線1212

これからの季節は住民の方の転出入等の異動が多くなってくると思われます。今回は転出入の手続きについてご案内します。

## 住宅のバリアフリー化の状況

区分	高齢者のための設備等にすべて対応している割合
全 体	2.7%
持 家	2.9%
借 家	2.3%
公営・公団・公社	9.3%
民間借家	0.3%

(出典)平成10年住宅需要実態調査  
(注)高齢者のための設備：手すり(2箇所以上)設置

段差が多いなど、現在の住宅は高齢者の自立した生活や円滑な介護を困難にしています。

住宅のバリアフリー化はまだまだ遅れています

バリアフリー化を進めるために

高齢者の住み良い環境整備

バリアフリー化を推進

高齢になると、室内や廊下の段差につまづいてケガをするのではないかと、手すりのない風呂やトイレで苦労するのではないかなどの住まいに関する不安が生じてきます。ここでは、住宅のバリアフリー化を進めるための取り組みを紹介します。

○持ち家

高齢者自身が、持ち家をバリアフリーリフォームする場合、

問合せ

☎ 都市整備室  
841211

内線1632

生存時のローンの返済を軽くする住宅金融公庫の特別な融資制度(高齢者向け返済特例制度)があります。  
○賃貸住宅  
バリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅を建設したり、既存の住宅を高齢者向け優良賃貸住宅とするためにバリアフリーリフォームする場合に、国や地方公共団体から補助金や税制上の優遇措置を受けることができます。

## 篠本三区区民会館が完成

～高齢者や身体の不自由な方に配慮～



昨年8月から建設が進められていた篠本三区の集会所の竣工式が12月23日に行われました。

この施設は、千葉県と町補助金の交付を受けて建設されたもので、名称も一新して「篠本三区区民会館」と名付けられ、スロープやトイレの構造など高齢者や身体の不自由な方が利用しやすいようになっています。

今後、地域コミュニティ拠点としての活用が期待されます。